

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人松口奨学会（以下「本財団」という。）定款第14条及び31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 評議員には評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、常勤役員棒給表(別表)に基づき定例役員報酬を支給する。非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 常勤役員には、退職金は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の役員の報酬総額を評議員会で定め、常勤役員については定められた報酬総額の範囲で常勤役員棒給表(別表)の中から理事長が理事会の承認を得て号俸を決めるものとする。

- 2 評議員・非常勤役員には、評議員会・理事会への出席の都度、1万円(税別)を支払うものとする。

(定例報酬の計算期間及び支払い期日)

第5条 定例報酬の計算期間は、毎月1日から月末まで(以下「月度」という)を1ヶ月として締め切って計算し、翌月の10日に支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、支払い当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 定例報酬は、全額通貨で、直接、常勤役員にその内訳を示してこれを支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本財団と常勤役員との協定によるものを控除して支給する。

(1) 法令で定めるもの

1. 所得税
2. 住民税(地方税)
3. 健康保険料
4. 厚生年金保険料
5. 雇用保険料
6. 介護保険料

(2) 当法人と常勤役員との協定によるもの

1. 生命保険料
2. 給食弁当費
3. 本人の委託した物品購入代金
4. その他、常勤役員との書面協定により定例報酬から控除することとしたもの

- 3 評議員、非常勤役員については、評議員会、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(通勤費)

第7条 役員等には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本財団は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年6月23日評議員会決議)

別表：常勤役員棒給表

(単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
第1号	300,000	第6号	550,000	第11号	800,000
第2号	350,000	第7号	600,000	第12号	850,000
第3号	400,000	第8号	650,000	第13号	900,000
第4号	450,000	第9号	700,000	第14号	950,000
第5号	500,000	第10号	750,000	第15号	1,000,000